

## 委員長会議規程

### 第1条 総 則

この規程は、(公社)日本滑空協会定款第4条に定める事業を行うために設置された専門部会・委員会の委員長による会議の運営について規定する。

### 第2条 構 成

本会議は(公社)日本滑空協会委員長会議と称し、各専門部会・委員会の委員長及び常務理事によって構成する。

委員長欠席の場合は代理を出席させることができる。

### 第3条 召 集

本会議は各委員長の要請又は事務局長(常務理事)が必要と認めた場合に事務局長が召集する。

### 第4条 議 長

本会議の議長は事務局長とする。

### 第5条 議 決

本会議において議決された事項は必要により事務局より理事会に送付する。

### 第6条 議事録

本会議における議事内容は議事録を作成し、会員に公示する。

### 第7条 改 正

この規程の改正は、本会議の議決を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

### 改定履歴

平成15年3月8日 制定

平成24年8月1日 改定施行 公益社団法人への移行登記に基づく法人名称変更